

平成 21 年 7 月 6 日

お取引先各位

柏原市旭ヶ丘 2・4・25

有限会社 浜浦クリーン

代表取締役 服 部 雅

浜 浦 佳 子

東京都中央区銀座 5・10・6 御幸ビル 8 階

芝田稔秋法律事務所

代理人 弁護士 芝 田 稔 秋



Tel 03-3571-1371 Fax 03-3571-5846

ご報告とお詫び

平素は弊社をご愛顧賜りましてまことに有難うございます。

ところで、弊社は去る 6 月 30 日に、柏原市から 7 月 31 日から 8 月 2 日までの 3 日間、一般廃棄物の収集運搬業務の停止処分を受けましたので、この間、貴社の収集運搬業務を行うことができなくなりました。取引先の皆様には、一時的に回収業務ができなくなりますこと、真に心苦しく、ご報告かたがた、心からお詫び申上げます。

のことにつきましては、既に新聞の報道によってご存知かもしませんが、弊社はこの行政処分を違法として、処分取消の訴を提起する準備をしております。

どうして、こういうことになったのかと申しますと、弊社の従業員が、あるパン